

「商品の概要」添付資料

米ドル建一時払変額年金保険（年金額最低保証・I型）「アクティブビジョン」
特別勘定に関するお知らせ

米ドル建一時払変額年金保険（年金額最低保証・I型）「アクティブビジョン」の特別勘定
に関しまして、下記のとおり変更となりましたので、お知らせいたします。

本資料におきましても、下記のとおりお読み替えください。

記

◆2021年8月 特別勘定が主な投資対象とする投資信託のベンチマーク名称の変更について

(1) 対象となる投資信託

「ピムコ・ケイマン・グローバル・アグリゲイト・エクス・ジャパン・ボンド・ファンド
Adv (USD)」

(2) 変更内容（P5、P6 参照。名称のみの変更であり、特別勘定への影響はありません）

変更前	変更後
ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合 （日本円除く）インデックス（ドルベース）	ブルームバーグ・グローバル総合 （日本円除く）インデックス（ドルベース）

(3) 変更日

2021年8月24日

◆2018年5月 特別勘定が主な投資対象とする投資信託のベンチマーク名称の変更について

(1) 対象となる投資信託

「ピムコ・ケイマン・グローバル・アグリゲイト・エクス・ジャパン・ボンド・ファンド
Adv (USD)」

(2) 変更内容（P5、P6 参照。名称のみの変更であり、特別勘定への影響はありません）

変更前	変更後
バークレイズ・キャピタル・グローバル総合 （日本円除く）インデックス（ドルベース）	ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合 （日本円除く）インデックス（ドルベース）

(3) 変更日

2018年5月19日

以上

米ドル建一時払変額年金保険(年金額最低保証・I型)

アクティブ ビジョン

ACTIVE VISION

Allianz 
アリアンツ生命保険

■アリアンツ生命保険の取組み

 アリアンツ生命保険は
(財)東京都公園協会の都立公園
AED設置事業をサポートしています
設置場所などの詳細はホームページで
<http://life.allianz.co.jp/aed>

〈募集代理店〉

 **三井住友銀行**
SMBC

株式会社三井住友銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号
加入協会 日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会

〈引受保険会社〉

アリアンツ生命保険株式会社

〒107-0051
東京都港区元赤坂1丁目6番6号 安全ビル
カスタマーサービスセンター

 **0120-941-863**

祝日、年末年始を除く 月曜～金曜 9:00～17:00
<http://life.allianz.co.jp>

募集代理店

 **三井住友銀行**
SMBC

引受保険会社

アリアンツ生命保険株式会社

ドイツ生まれ、 世界育ちの品質。

「アクティブビジョン」は、アリアンツが世界中のお客さまの資産運用をお手伝いしていかなかで、積み上げてきた経験から生まれた変額年金保険です。お客さまが年金保険に求める価値にこだわった「アクティブビジョン」。

ドイツ生まれ、世界育ちの品質を、お届けします。

アクティブ ビジョン の特徴

ACTIVE VISION

point
1

米ドル建てによる魅力的な年金額

魅力的な年金額が最低保証されます。
年金支払期間中も運用を続け、年金額がアップするチャンスがあります。
一度アップした年金額は、以後下がることはありません。

※米ドル建ての年金を円に換算する場合、お受取額は為替相場の影響を受け増減します。
下記の「為替リスクについて」をご覧ください。

point
2

すぐに受取れる

年金のお受取りは最短でご契約の1年後から可能です。
※年金支払開始年齢は50歳から90歳です。

point
3

ずっと受取れる

年金は一生涯にわたってお受取りいただけます。

⚠ 投資リスクについて

- この商品では、お申込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。特別勘定は、外国の株式および債券を主な投資対象とする外国投資信託などに投資することにより運用を行います。
- この商品では、資産運用の結果が直接、死亡給付金額、解約返戻金額および将来の年金額などに反映されることから、高い収益性も期待できますが、一方で投資の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返戻金額などのお受取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクは、ご契約者および受取人に帰属することになります。

⚠ 為替リスクについて

- この商品は米ドル建てのため、外国為替相場の変動による影響を受けます。
- 年金や給付金などのお受取時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
- お受取時における外国為替相場により円に換算した年金受取総額などが、お払込時における外国為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクは、ご契約者および受取人に帰属することになります。

point
1

米ドル建てによる魅力的な年金額

- 1** 魅力的な年金額が一生涯最低保証*されます。
 第1回の年金額は、年金支払開始日の前日の年金算出基準額に、年金支払開始日の被保険者の年齢に応じた年金額算出率を乗じた額となります。この年金額は、以後の特別勘定の運用実績にかかわらず、下がることはありません。

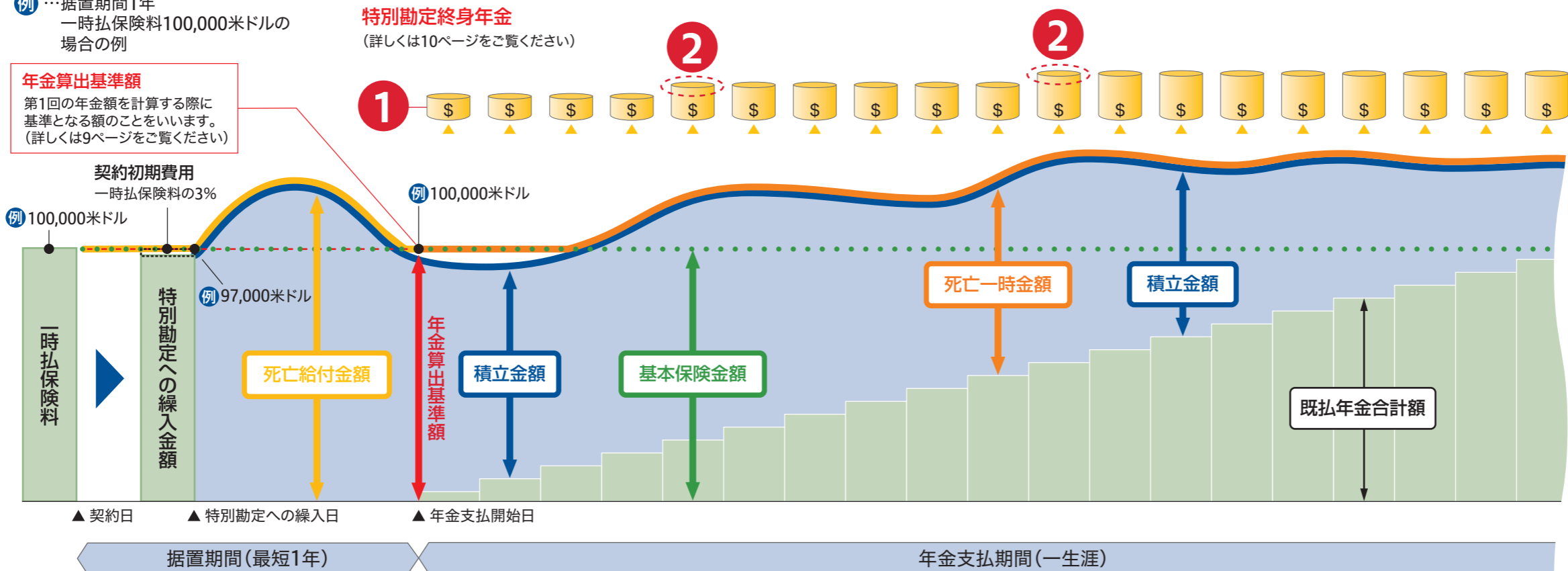
*米ドル建ての年金を円でお受取りいただく場合、お受取額は為替相場の影響を受け増減します。

- 2** 年金額がアップするチャンスがあります。
 第2回以後は、運用が好調で年金支払日の前日の積立金額が、前年の年金支払日の前日の積立金額より大きい場合や、年金支払日の前日の積立金額に年金額算出率を乗じた額がそれまでの年金額より大きい場合、年金額が増加します。増加した年金額は以後下がることはありません。

年金額算出率

被保険者年齢	50歳～ 54歳	55歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～ 69歳	70歳～ 73歳	74歳～ 76歳	77歳～ 79歳	80歳～ 82歳	83歳～ 90歳
年金額算出率	4.4%	4.5%	4.7%	5.0%	5.4%	5.8%	6.2%	6.7%	7.2%
例 年金算出基準額 100,000米ドルの場合の第1回の年金額	4,400米ドル	4,500米ドル	4,700米ドル	5,000米ドル	5,400米ドル	5,800米ドル	6,200米ドル	6,700米ドル	7,200米ドル

例 …据置期間1年
一時払保険料100,000米ドルの場合の例



一生涯にわたり
年金をお受取りいただけます。

※特別勘定への繰入日はつぎのいずれか遅い日となります。
 (1) アリアンツ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日の翌日
 (2) 契約日からその日を含めて8日目(その日が営業日でないときは翌営業日)の翌日

※図はイメージであり、基本保険金額の増額やご契約の一部解約などがなかった場合のものであり、また、将来の積立金額、死亡給付金額、死亡一時金額、年金額などを保証するものではありません。

point
2

すぐに受取れる

年金のお受取りは最短でご契約の1年後から可能です。

※年金支払開始年齢は50歳から90歳です。

point
3

ずっと受取れる

年金は一生涯にわたってお受取りいただけます。

- この商品は特別勘定の運用実績にもとづいて死亡給付金額、積立金額および将来の年金額などが変動します。
- この商品は米ドル建てのため、外国為替相場の変動による影響を受けます。(詳しくは13ページをご覧ください)

- ご契約の期間中は「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」がかかります。また、特定のお客さまには「解約控除」、「年金管理費」がかかります。(詳しくは14ページをご覧ください)

特別勘定

海外マーケットでバランスよく分散投資します。

特別勘定名	特別勘定の運用方針・投資リスク	資産運用 関連費用 (信託報酬率)
グローバル バランス型 (B001G)	主として米国株式および欧州株式ならびに世界各国の債券(米国株式および欧州株式ならびに世界各国の債券を投資対象としている外国投資信託などを含みます)を組合せて分散投資をすることで、リスクの低減に努めつつ中長期的な運用成果を目指します。原則として為替ヘッジは行いません。価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替リスク、カントリーリスクなどがあります。	年率 0.2295% 程度

※「グローバルバランス型(B001G)」の資産運用関連費用は、主な投資対象とする外国投資信託の信託報酬率を基本配分比率で加重平均した概算値です。主な投資対象とする外国投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価額の変動などにもなる実際の配分比率の変動により、資産運用関連費用も若干変動します。

・スタンダード&プアーズ500総合指数はThe McGraw-Hill Companies, Inc. の知的財産です。
 ・ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストックス50指数はDow Jones & Company, Inc. (Dow Jones) および、STOXX limited (STOXX) の知的財産です。
 ・パークレイズ・キャピタル・グローバル総合(日本円除く)インデックス(ドルベース)はパークレイズ・キャピタルの知的財産です。
 ・上記各社は上記各指数(インデックス)に関するすべての権利を有しています。また、上記各社は運用成果に対して一切責任を負うものではありません。

米国株式

【投資信託の名称】 スパイダー信託シリーズ1

運用方針
主として米国の証券取引所に上場されているスタンダード&プアーズ500総合指数構成銘柄に投資を行い、スタンダード&プアーズ500総合指数をベンチマークとし、この動きに連動した投資成果を目指して運用を行います。

投資リスク
価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスクなどがあります。

欧州株式

【投資信託の名称】 スパイダー・ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストックス50 上場投資信託

運用方針
主としてダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストックス50指数構成銘柄に投資を行い、ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストックス50指数をベンチマークとし、この動きに連動した投資成果を目指して運用を行います。

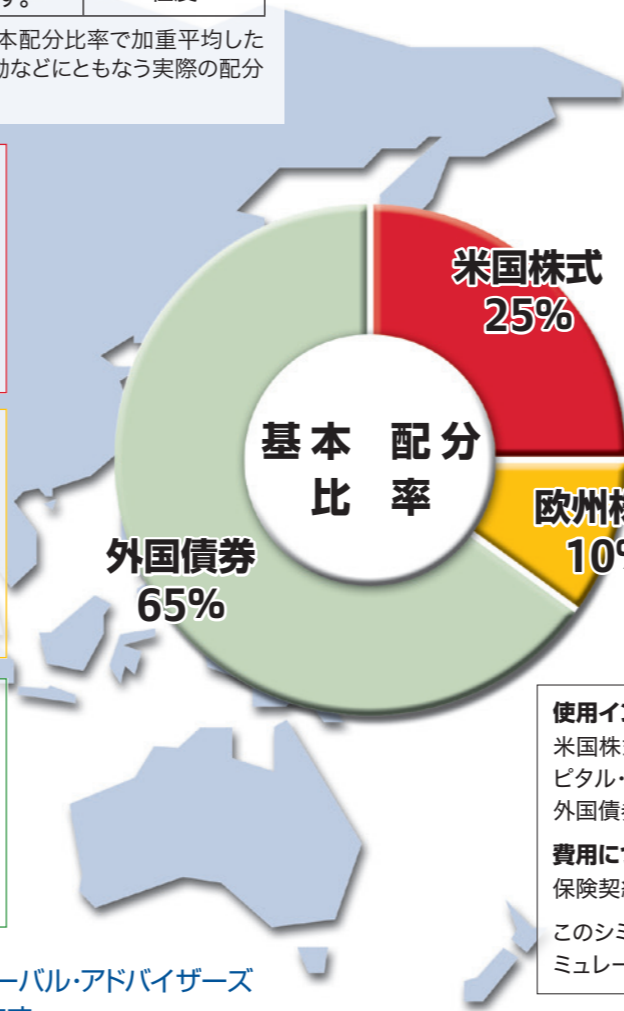
投資リスク
価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替リスク、カントリーリスクなどがあります。

外国債券

【投資信託の名称】 ピムコ・ケイマン・グローバル・アグリゲイト・エクス・ジャパン・ボンド・ファンド Adv(USD)

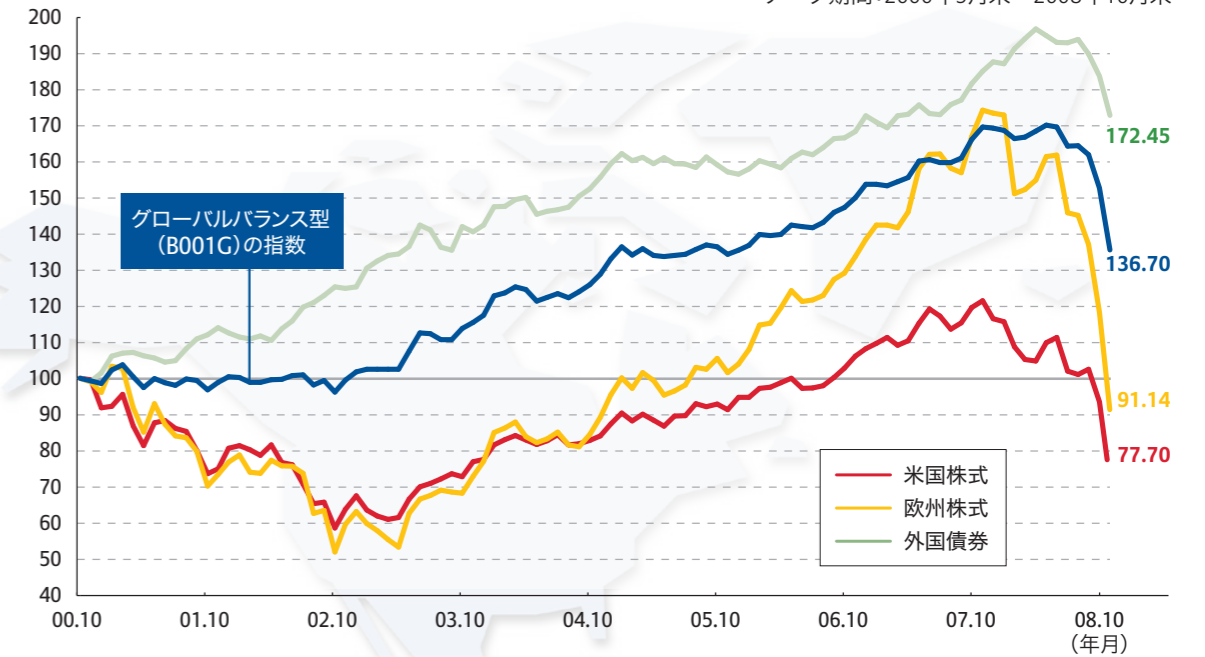
運用方針
主として世界各国の債券に投資を行い、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合(日本円除く)インデックス(ドルベース)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指して運用を行います。

投資リスク
金利変動リスク、信用リスク、為替リスク、流動性リスクなどがあります。



資産種別別インデックスとグローバルバランス型(B001G)の指数の推移シミュレーション(費用控除前)

データ期間: 2000年9月末~2008年10月末



※このグラフは2000年9月末を100として、各インデックスとグローバルバランス型(B001G)の各月末数値を指数化したものです。
 ※このシミュレーションでは、運用期間の初日から運用されたものとして計算しています。
 ※グラフは過去において、各インデックスにもとづく運用成果を実現したと仮定した場合のシミュレーションであり、実際の運用による成果ではなく、また将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

外国投資信託への投資にあたっては、米国株式および欧州株式についてはステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を、外国債券についてはピムコジャパンリミテッドを運用委託先とし、運用の執行を行います。

■ ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

■ ピムコジャパンリミテッド

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社は、1998年10月1日に業務を開始、投資信託・投資顧問業務を幅広く展開しています。母体であるステート・ストリート銀行は、1792年に米国ボストンに設立された歴史と伝統を有する金融機関であり、卓越した財務内容と高い信用力を有しています。最先端テクノロジーと高度な運用技術を駆使したクオンツ運用に定評があり、特にインデックス運用では世界有数の資産運用会社として評価されています。

ピムコジャパンリミテッドは世界規模の債券特化の資産運用グループであるPIMCOグループのグローバル拠点の1つとして1997年に設立されました。PIMCOグループの運用資産残高は7,903億ドル(約84兆円)を超え、米国カリフォルニア州ニューポートビーチ、ニューヨーク、シンガポール、東京、ロンドン、シドニー、ミュンヘン、トロント、香港の各拠点到総勢1,000名以上のスタッフを擁しております(平成20年9月末現在)。

- ⚠ 資産運用関連費用として、信託報酬のほかに、監査報酬、信託事務の諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。
- 運用委託先および特別勘定が主な投資対象とする外国投資信託は変更することがあります。なお、資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更されることがあります。
- 米ドル建一時払変額年金保険(年金最低保証・I型)では、特別勘定をグループ化し、特別勘定群として設定しています。「アクティブビジョン」に設定されている特別勘定群を「特別勘定群02型」といい、グローバルバランス型(B001G)により構成されています。

使用インデックスについて

米国株式:スタンダード&プアーズ500総合指数、欧州株式:ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストックス50指数、外国債券:パークレイズ・キャピタル・グローバル総合(日本円除く)インデックス(ドルベース)、グローバルバランス型(B001G):米国株式(25%)、欧州株式(10%)、外国債券(65%)の比率で保有し、毎月末に基本配分比率に戻した前提で、各資産種類の収益率から算出しています。

費用について

保険契約関連費用および資産運用関連費用控除前の値をもとに表記。

このシミュレーションのグラフは、Ibbotson社の分析ソフトEnCorr®を用いてアリアンツ生命保険株式会社が作成したものです。このシミュレーションのグラフで使用しているデータは、Ibbotson社の使用許諾を得て利用しているものです。

⚠ 投資リスクについて

- この商品では、お申込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。特別勘定は、外国の株式および債券を主な投資対象とする外国投資信託などに投資することにより運用を行います。
- この商品では、資産運用の結果が直接、死亡給付金額、解約返戻金額および将来の年金額などに反映されることから、高い収益性も期待できますが、一方で投資の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返戻金額などのお受取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクは、ご契約者および受取人に帰属することになります。

⚠ 為替リスクについて

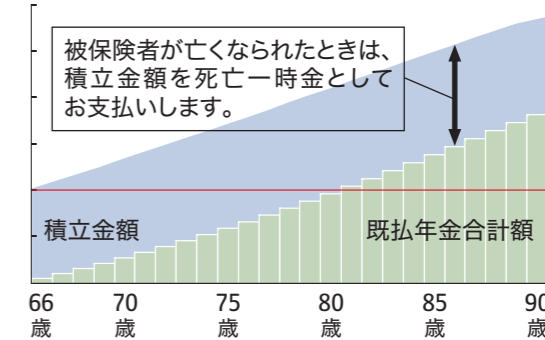
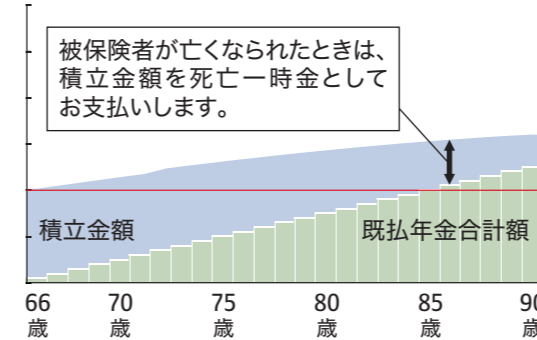
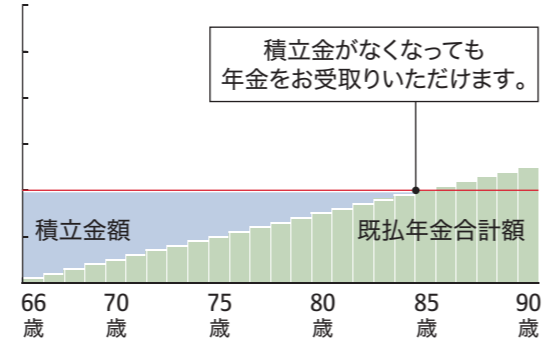
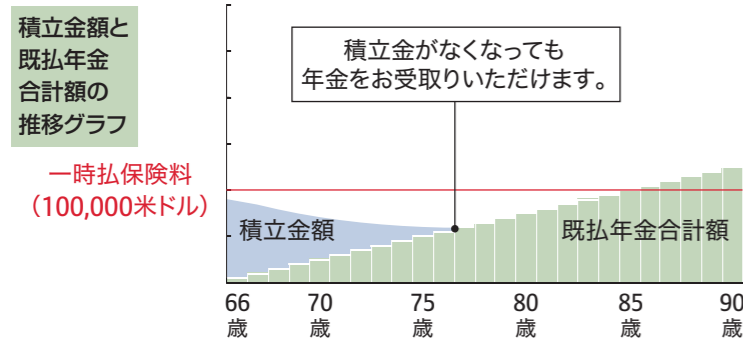
- この商品は米ドル建てのため、外国為替相場の変動による影響を受けます。
- 年金や給付金などのお受取時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
- お受取時における外国為替相場により円に換算した年金受取総額などが、お払込時における外国為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクは、ご契約者および受取人に帰属することになります。

年金受取シミュレーション

ご契約例：契約年齢 65歳
 一時払保険料 100,000米ドル
 据置期間 1年 年金支払開始年齢 66歳(年金額算出率5%)

※年齢表示は全て満年齢
 ※単位は米ドル、1米ドル未満は切捨て
 ※運用利回りは年率

年齢	経過年数	運用利回り -7.0%					運用利回り 0%					運用利回り 3.5%					運用利回り 7.0%					年齢	経過年数
		年金額	既払年金合計額①	年金支払後積立金額	死亡一時金額②	①+②	年金額	既払年金合計額①	年金支払後積立金額	死亡一時金額②	①+②	年金額	既払年金合計額①	年金支払後積立金額	死亡一時金額②	①+②	年金額	既払年金合計額①	年金支払後積立金額	死亡一時金額②	①+②		
66	1	5,000	5,000	85,353	95,000	100,000	5,000	5,000	92,000	95,000	100,000	5,015	5,015	95,303	95,303	100,319	5,181	5,181	98,454	98,454	103,636	66	1
67	2	5,000	10,000	74,378	90,000	100,000	5,000	10,000	87,000	90,000	100,000	5,015	10,031	93,623	93,623	103,654	5,267	10,449	100,078	100,078	110,528	67	2
68	3	5,000	15,000	64,172	85,000	100,000	5,000	15,000	82,000	85,000	100,000	5,015	15,047	91,883	91,883	106,931	5,354	15,803	101,730	101,730	117,533	68	3
69	4	5,000	20,000	54,680	80,000	100,000	5,000	20,000	77,000	80,000	100,000	5,015	20,063	90,083	90,083	110,147	5,442	21,245	103,408	103,408	124,654	69	4
70	5	5,000	25,000	45,852	75,000	100,000	5,000	25,000	72,000	75,000	100,000	5,034	25,098	88,201	88,201	113,300	5,974	27,220	104,672	104,672	131,893	70	5
71	6	5,000	30,000	37,642	70,000	100,000	5,000	30,000	67,000	70,000	100,000	5,034	30,133	86,254	86,254	116,387	6,047	33,268	105,951	105,951	139,220	71	6
72	7	5,000	35,000	30,007	65,000	100,000	5,000	35,000	62,000	65,000	100,000	5,034	35,168	84,238	84,238	119,406	6,121	39,390	107,246	107,246	146,636	72	7
73	8	5,000	40,000	22,907	60,000	100,000	5,000	40,000	57,000	60,000	100,000	5,034	40,203	82,151	82,151	122,354	6,196	45,587	108,556	108,556	154,144	73	8
74	9	5,000	45,000	16,303	55,000	100,000	5,000	45,000	52,000	55,000	100,000	5,034	45,237	79,992	79,992	125,230	6,737	52,324	109,418	109,418	161,743	74	9
75	10	5,000	50,000	10,162	50,000	100,000	5,000	50,000	47,000	50,000	100,000	5,034	50,272	77,757	77,757	128,029	6,790	59,114	110,287	110,287	169,402	75	10
76	11	5,000	55,000	4,451	45,000	100,000	5,000	55,000	42,000	45,000	100,000	5,034	55,307	75,444	75,444	130,751	6,844	65,959	111,163	111,163	177,122	76	11
77	12	5,000	60,000	0	40,000	100,000	5,000	60,000	37,000	40,000	100,000	5,034	60,342	73,049	73,049	133,392	7,374	73,333	111,570	111,570	184,903	77	12
78	13	5,000	65,000	0	35,000	100,000	5,000	65,000	32,000	35,000	100,000	5,034	65,376	70,571	70,571	135,948	7,401	80,735	111,978	111,978	192,713	78	13
79	14	5,000	70,000	0	30,000	100,000	5,000	70,000	27,000	30,000	100,000	5,034	70,411	68,007	68,007	138,418	7,428	88,164	112,388	112,388	200,552	79	14
80	15	5,000	75,000	0	25,000	100,000	5,000	75,000	22,000	25,000	100,000	5,034	75,446	65,352	65,352	140,799	8,057	96,221	112,198	112,198	208,419	80	15
81	16	5,000	80,000	0	20,000	100,000	5,000	80,000	17,000	20,000	100,000	5,034	80,481	62,605	62,605	143,086	8,057	104,278	111,995	111,995	216,273	81	16
82	17	5,000	85,000	0	15,000	100,000	5,000	85,000	12,000	15,000	100,000	5,034	85,516	59,761	59,761	145,277	8,057	112,335	111,777	111,777	224,113	82	17
83	18	5,000	90,000	0	10,000	100,000	5,000	90,000	7,000	10,000	100,000	5,034	90,550	56,818	56,818	147,369	8,611	120,946	110,990	110,990	231,937	83	18
84	19	5,000	95,000	0	5,000	100,000	5,000	95,000	2,000	5,000	100,000	5,034	95,585	53,772	53,772	149,357	8,611	129,558	110,148	110,148	239,706	84	19
85	20	5,000	100,000	0	0	100,000	5,000	100,000	0	0	100,000	5,034	100,620	50,619	50,619	151,239	8,611	138,169	109,247	109,247	247,417	85	20
86	21	5,000	105,000	0	0	105,000	5,000	105,000	0	0	105,000	5,034	105,655	47,356	47,356	153,011	8,611	146,780	108,283	108,283	255,064	86	21
87	22	5,000	110,000	0	0	110,000	5,000	110,000	0	0	110,000	5,034	110,689	43,979	43,979	154,669	8,611	155,392	107,252	107,252	262,644	87	22
88	23	5,000	115,000	0	0	115,000	5,000	115,000	0	0	115,000	5,034	115,724	40,483	40,483	156,208	8,611	164,003	106,148	106,148	270,152	88	23
89	24	5,000	120,000	0	0	120,000	5,000	120,000	0	0	120,000	5,034	120,759	36,865	36,865	157,625	8,611	172,614	104,967	104,967	277,582	89	24
90	25	5,000	125,000	0	0	125,000	5,000	125,000	0	0	125,000	5,034	125,794	33,121	33,121	158,915	8,611	181,226	103,703	103,703	284,930	90	25



- この資料に記載の各種数値は、契約例その他一定の条件にもとづく試算結果であり、将来の運用実績や年金額などをお約束するものではありません。
- 記載の数値は、契約日から起算して9日目に運用を開始したものと計算したものです。



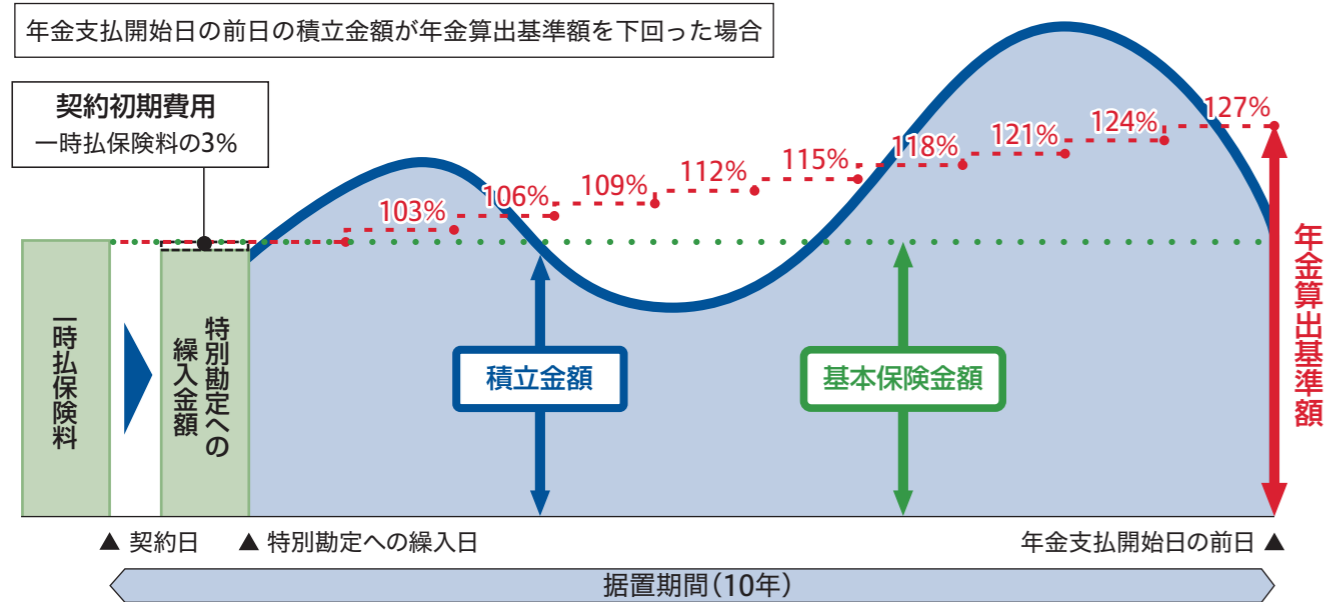
- 記載の運用利回りは、保険契約関連費用、資産運用関連費用の控除後のものです。また、上限または下限を示すものではありません。実際の運用実績は-7.0%を下回る場合があります。
- 記載の数値は、特別勘定の運用利回りが据置期間および年金支払期間を通じて一定で推移したものと仮定して計算したもので、将来の支払額をお約束するものではありません。また、年金支払回数を年1回として計算し、税金を考慮していません。

年金算出基準額

年金算出基準額は年3%単利で毎年増加しますので、据置くことで、最低保証される年金額が毎年アップします。

- 年金算出基準額とは、第1回の年金額を計算する際に基準となる額のことをいい、ご契約時は基本保険金額と同額です。
- 据置期間中は、特別勘定の運用実績にかかわらず、毎年の契約応当日ごとに基本保険金額に対して年3%単利で最高9回にわたり増加します。
- 年金支払開始日の前日の積立金額が年金算出基準額を上回った場合は、年金支払開始日の前日の積立金額が年金算出基準額となります。

年金算出基準額のイメージ図



年金算出基準額と第1回の年金額の計算例

ご契約例: 契約年齢60歳 一時払保険料100,000米ドル
 据置期間5年 年金支払開始年齢65歳 (年金額算出率 5%)
 ※年金支払開始日の前日の積立金額が年金算出基準額を下回ったと仮定しています。

年金算出基準額…………… 100,000米ドル + 100,000米ドル × 3% × 4回 = **112,000米ドル**
 第1回の年金額…………… 112,000米ドル × 5% = **5,600米ドル**

基本保険金額の増額

据置期間中の資金追加で計画的な年金の準備ができます。

- 一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を特別勘定へ繰入れる日以後の据置期間中、基本保険金額を増額することができます。ただし、増額日から年金支払開始日までの期間が1年以上必要です。なお、アリアンツ生命が基本保険金額の増額をお引受けすることを承諾した場合には、増額保険料をアリアンツ生命が受取った日を責任開始日とし、その日が増額日となります。
- 増額日以後、増額保険料の額(増額請求額)が基本保険金額および年金算出基準額に加算されます。
- 増額日から1年経過後の最初に到来する契約応当日から、増額後の新たな基本保険金額に3%を乗じた額を加算した金額が、新たな年金算出基準額として適用されます。
- 増額保険料から契約初期費用を控除した額を、つぎのうちいずれか遅い日に特別勘定へ繰入れます。
 (1) アリアンツ生命が基本保険金額の増額を承諾した日の翌営業日の翌日
 (2) 増額日の翌営業日の翌日

特別勘定終身年金

- 年金支払開始日以後も積立金は特別勘定による運用が行われ、被保険者が年金支払日に生存されているとき、年金受取人に年金をお支払いします。
- 最短で契約日の1年経過後の契約応当日から、年金をお支払いします。ただし、年金支払開始日の被保険者の年齢は50歳から90歳となります。
- 年金をお支払いした場合には、積立金額からお支払いした年金額と同額を減額します。
- 積立金がなくなった場合でも、被保険者が年金支払日に生存されているとき、年金をお支払いします。
- 年金支払開始日以後に年金受取人がお亡くなりになったときに、年金受取人の権利および義務のすべてを承継して、引続き年金を受取る人のことを後継年金受取人といいます。ご契約者は、この後継年金受取人をあらかじめ指定することができます。

第1回の年金額

・ 年金支払開始日の前日の年金算出基準額に、年金支払開始日の被保険者の年齢に応じた年金額算出率を乗じた額となります。

被保険者年齢	50歳～ 54歳	55歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～ 69歳	70歳～ 73歳	74歳～ 76歳	77歳～ 79歳	80歳～ 82歳	83歳～ 90歳
年金額算出率	4.4%	4.5%	4.7%	5.0%	5.4%	5.8%	6.2%	6.7%	7.2%

第2回以後の年金額

① 年金支払日の前日の積立金額が、前年の年金支払日の前日の積立金額より大きい場合

$$\text{前年の年金額} \times \frac{\text{年金支払日の前日の積立金額}}{\text{前年の年金支払日の前日の積立金額}}$$

② 年金支払日の前日の積立金額が、前年の年金支払日の前日の積立金額以下の場合

前年の年金額

③ 年金支払日に被保険者の年齢が属する年齢区分が変わる場合

「年金支払日の前日の積立金額に、対応する年金額算出率を乗じた金額」と上記①または②の大きい方の額

・ 被保険者の年齢が91歳でむかえる年金支払日以後の年金額は、90歳時点の年金額と同額となります。

年金の分割支払(年金分割支払特約)

- この特約を付加することにより、年金額を分割してお受け取りいただくことができます。
- この特約を付加するときは、年金円支払特約があわせて付加され、円によるお支払いとなります。(年金円支払特約について詳しくは13ページをご覧ください)
- 年金分割支払特約により年金額を分割して円でお受け取りになる場合、お受取額は為替相場の影響を受け増減します。(詳しくは13ページをご覧ください)

年金支払開始日の変更

- ご契約者のお申出により、年金支払開始日前に限り、アリアンツ生命所定の範囲内で、年金支払開始日を変更することができます。

年金の一括支払

- 将来の年金のお支払いにかえて、年金の一括支払をお取扱いします。
- お支払額は、年金の一括支払に必要な書類をアリアンツ生命が受付けた日の翌営業日の積立金額から解約控除額を差し引いた金額となります。この場合の解約控除額は、年金の一括支払に必要な書類をアリアンツ生命が受付けた日(必要書類に不備がある場合は必要書類が完備した日)の翌営業日の翌日を解約日とみなして計算します。(解約控除について詳しくは12ページをご覧ください)

- 年金の一括支払をされた場合、お受取金額の最低保証はありません(年金算出基準額を一括でお受け取りいただくことはできません)。
- 年金の一括支払をされた場合、ご契約は消滅します。

死亡保障

■ 据置期間中の死亡保障(死亡給付金)

お支払事由	お支払額	受取人
被保険者が年金支払開始日前に亡くなられたとき	被保険者の亡くなられた日におけるつぎの額のうち、いずれか大きい額 (1)積立金額 (2)基本保険金額	死亡給付金受取人



- 責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるときや、死亡給付金受取人・ご契約者の故意による被保険者の死亡のときなど、死亡給付金をお支払いできない場合があります。

■ 年金支払期間中の死亡保障(死亡一時金)

お支払事由	お支払額	受取人
被保険者が年金支払開始日以後に亡くなられたとき	被保険者の亡くなられた日におけるつぎの額のうち、いずれか大きい額 (1)積立金額 (2)基本保険金額から既払年金合計額を差引いた額	年金受取人 ※年金受取人が被保険者の場合には、後継年金受取人

※お支払額がゼロとなる場合は死亡一時金のお支払いはありません。



- 責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるときや、年金受取人の故意による被保険者の死亡のときなど、死亡一時金をお支払いできない場合があります。

■ 遺族年金支払特約

- この特約を付加することにより、死亡給付金または死亡一時金を一時金にかえて年金でお受けいただくことができます。
- 被保険者の亡くなられた日(死亡給付金受取人または年金受取人のお申出によりこの特約が付加された場合は付加されたとき)を年金基金設定日とします。このとき、円支払特約があわせて付加され、円に換算した死亡給付金または死亡一時金を充当し、年金基金が設定されます。したがって、年金は円によるお支払いとなります。(円支払特約について詳しくは13ページをご覧ください)
- 遺族年金支払特約により年金を円でお受けになる場合、お受取額は為替相場の影響を受け増減します。(詳しくは13ページをご覧ください)
- 年金の種類は確定年金です。
- 年金支払期間は、この特約を付加したときに5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年の中からご選択いただけます。
- 年金額が10万円に満たない場合は、年金のお支払いを行わず、年金基金設定日における年金基金の価額を一括で円でお支払いします。年金受取人が複数の場合は、受取人ごとに判定します。
- 年金受取人からのお申出により、年金でのお支払いにかえて、一括でお支払いすることもできます。この場合、この特約は消滅します。ただし、年金受取人が複数の場合は、一括支払を行った年金受取人について消滅します。



- 死亡給付金または死亡一時金をお支払いした後は、この特約を付加することはできません。
- 年金額はご契約時に定まるものではありません。将来お受けになる年金額は、年金基金にもとづき、年金基金設定日時点の基礎率など(予定利率など)により計算され算出されます。

解約・一部解約

- ご契約の解約日・一部解約日は、必要書類をアリアンツ生命が受付けた日(必要書類に不備がある場合は必要書類が完備した日)の翌営業日の翌日となります。
- 解約返戻金額は以下のとおりとなります。

解約	解約日の前日の積立金額 - 解約控除額
一部解約	一部解約請求額 - 解約控除額

※解約日または一部解約日が一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を特別勘定へ繰入れる日以前となる場合は、解約返戻金は解約日の前日の基本保険金額または一部解約請求額に相当する金額となります。

- 契約日(増額部分については増額日)から解約日(一部解約日)の前日までの年数が10年未満の場合、解約控除対象額に下表の経過年数に応じた解約控除率を乗じた額が解約控除額として差引かれます。

経過年数	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満	10年以上
解約控除率	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%	0%

- 解約控除対象額は、解約の場合には一時払保険料と増額保険料の合計額となります。一部解約の場合には一部解約請求額(一時払保険料と増額保険料の合計額を上限とします)となります。

一部解約後の基本保険金額、年金算出基準額の計算例

例：基本保険金額 100,000米ドル 年金算出基準額 103,000米ドル 一部解約請求額 30,000米ドル
積立金額 106,000米ドル

ご契約の一部解約が行なわれた場合、基本保険金額および年金算出基準額は、一部解約日の前日の積立金額に対する一部解約請求額の割合に応じて減額されます。

$$\text{一部解約後の基本保険金額} = 100,000 \text{米ドル} - \left(100,000 \text{米ドル} \times \frac{\text{一部解約請求額}}{\text{積立金額}} \right) = \text{約}71,698 \text{米ドル}$$

$$\text{一部解約後の年金算出基準額} = 103,000 \text{米ドル} - \left(103,000 \text{米ドル} \times \frac{\text{一部解約請求額}}{\text{積立金額}} \right) = \text{約}73,849 \text{米ドル}$$



- 一部解約後の基本保険金額が20,000米ドルを下回る場合または一部解約後の積立金額が10,000米ドルを下回る場合には、ご契約の一部解約はお取扱いできません。
- 年金支払開始日以後は、ご契約の解約・一部解約はお取扱いできません。
- 年金支払開始日以後に年金の一括支払をされた場合にも、解約・一部解約と同様に解約控除額が差引かれます。
- 解約返戻金には最低保証はありません。運用実績によっては一時払保険料を下回ることがあります。
- ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

円によるお受取り

- 「年金円支払特約」や「円支払特約」を付加することにより、米ドル建ての年金、解約返戻金、死亡給付金などを円でお受取りいただくこともできます。
- この場合、お受取額は為替相場の影響を受け増減します。

■ 年金円支払特約(米ドル建ての年金を円でお受取りになる場合)

- 「年金円支払特約」を付加することにより、米ドル建ての年金を円でお受取りいただくことができます。
- この特約は、第1回の年金の請求時または年金支払開始日以後において年金受取人からお申出いただくことにより、付加することができます。
- この特約を適用した場合の円への換算は、年金支払日またはアリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌日(アリアンツ生命所定の金融機関の休業日の場合は、翌営業日)のいずれか遅い日におけるアリアンツ生命所定の為替レート(年金円支払特約為替レート)を用います。

■ 円支払特約(解約返戻金、死亡給付金などを円でお受取りになる場合)

- 「円支払特約」を付加することにより、米ドル建ての解約返戻金、死亡給付金、年金の一括支払の支払額または死亡一時金を円でお受取りいただくことができます。
- この特約は、解約返戻金の請求時には保険契約者から、死亡給付金の請求時には死亡給付金受取人から、年金の一括支払または死亡一時金の請求時には年金受取人からお申出いただくことにより、付加することができます。
- この特約を適用した場合の円への換算は、下表の円に換算する日におけるアリアンツ生命所定の為替レート(円支払特約為替レート)を用います。

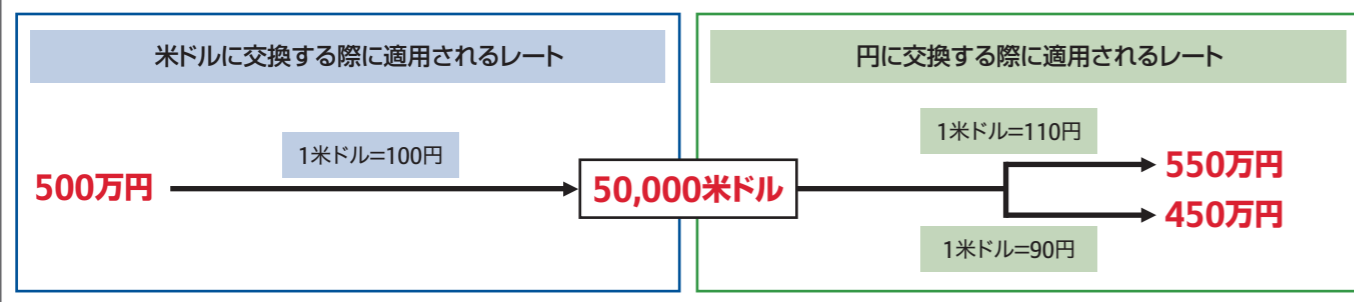
お支払項目	円に換算する日*
解約返戻金額	アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌営業日の翌日
死亡給付金額	アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌日
年金の一括支払額	アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌営業日の翌日
死亡一時金額	アリアンツ生命が必要書類を受付けた日の翌日

*円に換算する日が、アリアンツ生命所定の金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

為替相場による影響の例

- 年金や給付金などのお受取時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
- お受取時における外国為替相場により円に換算した年金受取総額などが、お払込時における外国為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

500万円を「1米ドル=100円」のときに米ドルに交換し、「1米ドル=110円」、「1米ドル=90円」のときに再び円に交換した場合



諸費用

- この商品にかかる費用は、つぎの「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」、「年金管理費」がかかります。

■ ご契約時にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費用 ご契約の締結などにかかる費用	一時払保険料(増額保険料)に対して 3%	特別勘定への繰入時に一時払保険料(増額保険料)から控除します。

■ 特別勘定による運用期間中にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
保険契約関連費用 ご契約の維持・管理および年金・死亡給付金などを最低保証するための費用	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.98%	毎日、左記の年率の1/365を特別勘定の資産から控除します。
資産運用関連費用 特別勘定の運用にかかる費用で、特別勘定において主な投資対象とする外国投資信託の信託報酬などが含まれます。	特別勘定において主な投資対象とする外国投資信託の信託財産に対して 年率 0.2295% 程度	毎日、左記の年率を日割りで乗じた額を信託財産から控除します。



- 資産運用関連費用は、主な投資対象とする外国投資信託の信託報酬率を基本配分比率で加重平均した概算値です。主な投資対象とする外国投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価額の変動などともなう実際の配分比率の変動により、資産運用関連費用も若干変動します。
- 資産運用関連費用として、信託報酬のほかに、監査報酬、信託事務の諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。
- 資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更されることがあります。

■ 解約・一部解約などをされる場合にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
解約控除 契約日(増額部分については増額日)から10年未満に解約・一部解約または年金の一括支払をされる場合にかかる費用	契約日(増額部分については増額日)からの経過年数に応じ、解約控除対象額に対して 4.0%~0.4%	解約返戻金の支払時、年金の一括支払時に積立金から控除します。

■ 遺族年金支払特約による年金のお支払いを行う場合にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費 年金支払いの管理にかかる費用	支払年金額に対して 1%	遺族年金支払特約の年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。



- 年金管理費は、将来変更されることがあります。

■ 米ドルのお取扱いにかかる費用

- 保険料払込時に、銀行への振込手数料のほかにも手数料をご負担いただく場合があります。また、米ドル建ての年金などのお受取りの際や円に交換してお引出しになる際に、手数料をご負担いただく場合があります。なお、手数料の金額については取扱金融機関などにより異なるため、表示することができません。
- 年金などを円でお受取りになる場合には、所定の外国為替手数料をご負担いただくこととなります。このとき適用される年金円支払特約為替レート・円支払特約為替レートは、対顧客直物電信売相場仲値(TTM)と比べて、1米ドルあたり60銭の差があります(TTM-60銭)ので、その差額が特約適用時のご負担となります。特約適用時の対顧客直物電信売相場仲値(TTM)は、アリアンツ生命所定の金融機関が公示するその日の最初の対顧客直物電信売相場(TTS)と対顧客直物電信買相場(TTB)の中間の値となります。



- 外国為替手数料は、将来変更されることがあります。

■ この商品に関する税金のお取扱い

- この商品では、ご契約にかかわるすべての金銭の授受は、米ドルで行われます(特約を付加しない場合に限り)が、日本において契約される生命保険契約であるため、税法上のお取扱いについては円建ての生命保険契約と同様のお取扱いとなります。
- 米ドルにて授受された金額を下表にもとづいて円に換算します。

項目	円に換算する日	換算レート (アリアンツ生命所定の金融機関が公示するその日の最終のレート)
払込保険料	保険料領収日	対顧客直物電信売買相場仲値(TTM)*
年金額	年金支払日	対顧客直物電信売買相場仲値(TTM)*
死亡給付金額	相続税および贈与税の対象となる場合:被保険者の死亡日	対顧客直物電信買相場(TTB)
死亡一時金額	所得税の対象となる場合:支払日	対顧客直物電信売買相場仲値(TTM)*
解約返戻金額	解約日または一部解約日	対顧客直物電信売買相場仲値(TTM)*

* 対顧客直物電信売買相場仲値(TTM)とは、対顧客直物電信売相場(TTS)と対顧客直物電信買相場(TTB)との中間の値となります。



- 年金円支払特約または円支払特約を付加した場合、年金額または死亡給付金額などはアリアンツ生命所定の年金円支払特約為替レートまたは円支払特約為替レートによる円換算額を基準とします。

■ 生命保険料控除

- お申込みいただいた保険料は、一般の生命保険料控除の対象となり、1年間のお払込保険料に応じた一定の金額がその年の所得から控除されます。



- 生命保険料控除は、年金受取人および死亡給付金受取人がご契約者(保険料負担者)ご本人、配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)である場合に適用されます。
- 個人年金保険としては控除の対象となりません。また、保険料払込方法は一時払のため、お払込みの年のみ対象となります。

■ 解約返戻金にかかる税金

- ご契約の解約または一部解約をしたときの差益は、ご契約者と保険料負担者が同一人の場合、所得税(一時所得)および住民税の対象となります。

■ 死亡給付金にかかる税金

ご契約内容	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人の場合	本人	本人	配偶者または子	相続税
死亡給付金受取人がご契約者本人の場合	本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税
		子	配偶者	

- ご契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人がご契約者の相続人にあたる場合には、死亡給付金(生命保険契約が2件以上ある場合は、すべてを合計します)に対して相続税法上、(500万円×法定相続人の数)の金額までは非課税扱いとなります。

■ 年金にかかる税金

ご契約内容	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	年金受取人	
年金受取人がご契約者本人の場合	本人	本人または配偶者	本人	所得税(雑所得)+住民税
年金受取人がご契約者以外の場合	本人	配偶者	配偶者	【年金支払開始時】贈与税* 【年金受取時】所得税(雑所得)+住民税

* 相続税法第24条による年金受給権の評価額に対して贈与税が課税されます。(相続税法第5条)

■ 死亡一時金にかかる税金

ご契約内容	ご契約例				税の種類
	ご契約者	被保険者	年金受取人	死亡一時金の受取人	
死亡一時金の受取人がご契約者本人の場合	本人	配偶者	本人または配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
死亡一時金の受取人がご契約者以外の場合	本人	本人	本人	配偶者	相続税
		配偶者	配偶者	子	贈与税



- 死亡一時金のお受取時には、相続税法上の(500万円×法定相続人の数)の金額までの非課税扱いは適用できません。

一時所得について

- 他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。特別控除の50万円を超える部分についてはその2分の1の金額を他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象金額} = \{ \text{収入(受取金額)} - \text{必要経費相当額} \} - \text{特別控除(50万円)} \times 1/2$$

* 収入(受取金額)を得るために支出した金額

年金受取時の雑所得について

- 雑所得の場合、下記の方法で計算された雑所得金額が、他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{雑所得の金額(公的年金などを除く)} = \text{その年ごとに受取る年金額} - \text{必要経費}^*$$

* 必要経費 = 第1回の年金額 × (払込保険料総額 ÷ 年金支払総額の見込額)



- 記載の税務にかかわる説明は、平成20年12月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

ご契約のお取扱い

契約年齢 (被保険者の年齢)	40歳～75歳(満年齢)
一時払保険料 (基本保険金額)	50,000米ドル～5億円* ※被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命の定める年金保険を複数ご契約の場合、それぞれの基本保険金額を通算して5億円*をこえることはできません。
保険料払込方法	一時払のみ
据置期間	1年～50年(1年単位) ※年金支払開始時の被保険者年齢は、50歳～90歳となります。
付加できる特約	年金円支払特約、円支払特約、年金分割支払特約、遺族年金支払特約
基本保険金額の増額	一時払保険料の特別勘定への繰入日以後、年金支払開始日の1年前の契約応当日までお取扱いします。 取扱年齢:40歳～75歳(増額日における被保険者の満年齢) 増額保険料:3,000米ドルよりお取扱いします。 ※増額後の基本保険金額は被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命の定める年金保険を複数ご契約の場合、増額後の基本保険金額を通算して5億円*をこえることはできません。
クーリング・オフ	お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

*アリアンツ生命所定の為替レートにより円換算します。

アフターサービス

■ 郵送による情報提供・サービス

● ご契約状況のお知らせ

四半期ごとに、保障内容、積立金残高、解約返戻金額などについてご契約者にお知らせします(年金支払開始日以後は、年金受取人にお知らせします)。

● 特別勘定運用報告書

四半期ごとに、特別勘定の運用実績、資産内容などの現況などについてご契約者にお知らせします。

● 特別勘定決算のお知らせ

毎年の決算後に、決算の概況などをご契約者にお知らせします。

■ ホームページによる情報提供・サービス(インターネット・サービス)

アリアンツ生命
ホームページ <http://life.allianz.co.jp>

- ユニット価格の照会
- アリアンツ生命所定の為替レート
- 特別勘定運用報告書
- 商品のご案内
- 最新の会社情報など

■ 電話による情報提供・サービス(ご契約者向けテレホンサービス)

アリアンツ生命
カスタマーサービスセンター **0120-941-863**

受付時間:祝日、年末年始を除く月曜～金曜 9:00～17:00

- 積立金額の照会
- アリアンツ生命所定の為替レートの照会
- ご契約内容の照会
- 各種手続きのご案内
- 各請求書類のお取寄せ

ご検討・お申込みに際しましては、
「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、
「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などをご覧ください。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、
「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことから、必要な保険知識などについて、また「特別勘定のしおり」は、特別勘定の運用方針・投資対象などについて記載しています。必ずご一読の上、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)について
- 死亡給付金および死亡一時金をお支払いできない場合について
- 諸費用について
- 保険会社の責任開始期について
- 特別勘定および資産運用について
- 解約および一部解約について

■ 生命保険契約者保護機構について

アリアンツ生命保険株式会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の基本保険金額、年金額、死亡給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

生命保険契約者保護機構

電話 03-3286-2820 祝日、年末年始を除く月曜～金曜 9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

■ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアリアンツ生命の保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してアリアンツ生命が承諾したときに有効に成立します。

変額個人年金保険は、(社)生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、(社)生命保険協会に登録された者のみが募集を行なうことができます。ご契約に際しては必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。お客さまがアリアンツ生命の生命保険募集人の登録状況・権限などおよび変額保険販売資格に関して確認をご希望の場合には、下記までお問合せください。

アリアンツ生命 カスタマーサービスセンター 0120-941-863

受付時間:祝日、年末年始を除く月曜～金曜 9:00～17:00

■ 募集代理店からのお知らせ

この商品はアリアンツ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

保険契約に加入いただくか否かが、募集代理店における他の取引に影響をおよぼすことはありません。